

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令
の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（案）（概要）

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第42条では、政令で定める機械等について、厚生労働大臣が定める規格等（以下「構造規格」という。）を具備しなければ譲渡等を行うことができないことを規定し、法第44条の2では、政令で定める機械等を製造等する者に対し、型式検定を受けることを義務付けている。
- 今般、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）を一部改正し、構造規格を具備しなければ譲渡等を行うことができない機械等及び型式検定を受けるべき機械等のうち、電動ファン付き呼吸用保護具について、防毒用のものを追加するとともに、型式検定に要する費用等を定める等の必要な改正を行う予定である。
- この政令改正に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）その他関係省令の規定について、必要な改正を行うものである。

2. 改正の概要

（1）安衛則の一部改正

構造規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、

- ・アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ・亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

を規定する。

（2）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）の一部改正

指定外国検査機関が証明書を作成できる機械等の区分及び型式検定機関の登録の区分に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加するとともに、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

（3）機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）の一部改正

- ① 新規検定を申請者の希望する場所で行うことができる機械等に防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加する。
- ② 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定合格証の有効期間を5年と規定する。
- ③ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定合格標章を付す場所を規定するとともに、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

- ④ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定を受けようとする者が型式検定実施者に提出しなければならない必要なものや、その数を規定する。
- ⑤ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有する必要がある設備の要件や工作責任者の資格をそれぞれ規定する。

(4) その他関係省令の一部改正

- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）において、各作業の際に使用しなければならないとされている機械等に「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加する。
- ・ 家内労働法施行規則（昭和 45 年労働省令第 23 号）において、各作業の際に使用しなければならないとされている機械等に「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」及び「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加する。
- ・ 粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）において、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって、防じん機能を有するもの」へ改める。

(5) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- ・ 労働安全衛生法施行令第 13 条第 5 項及び第 14 条の 2
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 2 項
- ・ 家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 17 条第 2 項
- ・ 法第 27 条、第 44 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 44 条の 3 並びに第 54 条の 2
- ・ 石綿障害予防規則第 4 条の 2 第 3 項

4. 施行期日等

公 布 日：令和 5 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 5 年 10 月 1 日（一部規定は公布の日）